

多摩大学

平成 22 年度 再評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 再評価結果

【判定】

再評価の結果、多摩大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 20(2008)年 4 月 1 日から平成 27(2015)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

平成 20(2008)年度の認証評価時に、基準 5「教員」及び基準 7「管理運営」について、満たしていないと判定した。基準 5「教員」は、大学設置基準で定める教授数について必要数を満たしていないことなどから適切な教学管理が行われているとはいえず、抜本的な改善が必要であり、基準を満たしていないと判定した。基準 7「管理運営」は、理事、評議員の欠員、学長の長期不在、評議員の出席状況、平成 11(1999)年以降、自己点検・評価報告書の未作成などから基準を満たしていないと判定した。

この 2 つの基準を満たしていないと判断した要因となる事項については 3 年以内に改善が可能であると判断し、再評価の結果を待って認証評価結果を判定することとし、大学の総合的な判定を保留とした。

平成 22(2010)年度に基準 5 及び基準 7 について、平成 20(2008)年度の認証評価時に指摘した改善事項の内容を中心に再評価を行った結果、大学は、指摘した内容を真摯に受止め、保留の要因となった重大な指摘事項については改善されたことが確認できた。今後も継続的に自己点検・評価を行い、質の保証と改善に努めることを期待する。

III 基準ごとの評価

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

大学の基本理念である「国際性」「学際性」「実際性」を体現すべく経営情報学部においては多くの産業界出身教員を、グローバルスタディーズ学部においてはほぼ半数の外国籍教員を配置している。採用及び昇任の規程は更に整備され、理事長による発令までの手続きは規程に則り適切に行われている。

また、「FD 推進委員会」が設置され、組織的に FD(Faculty Development)に取り組んでいる。

教員の教育研究活動を支援するために、授業補助の仕組みを確立し、チューター及びアシスタント制を採用している。また、教員の教育研究目的を達成するための適切な資源（研究費など）配分されている。

平成 20(2008)年度の認証評価時、大学設置基準の定める教授数が 4 人不足していたが、現在までに採用及び昇任によって充足され、設置基準上必要専任教授数 29 人に対し 32 人の専任教授数となり、各学部の教育課程を適切に運営するための教員組織が整備された。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

管理部門と教学部門との連携については、「大学戦略会議」を平成 22(2010)年 4 月から組織変更し、「大学運営会議」と「大学経営会議」に機能分化させ、2 学部 1 研究科、3 キャンパスに対応した管理運営の連携強化に努めている。

平成 20(2008)年度の認証評価時に欠員となっていた学長、理事・評議員各 1 人は平成 21(2009)年 4 月に解消されるとともに、平成 21(2009)年 2 月に認可された評議員定数の 1 人増員に係る寄附行為の一部変更に合わせて、平成 21(2009)年 4 月からは評議員の定数を満たす実員となり、大学及び学校法人の管理運営体制の正常化が図られた。

自己点検・評価活動については、平成 20(2008)年度の認証評価時には組織的な連携が認められなかったことや、平成 11(1999)年以降、認証評価のための平成 20(2008)年 6 月作成の自己評価報告書を除きこれが作成されていなかった指摘を受け、自己点検・評価体制を見直した。具体的には、「自己点検評価委員会」「FD 推進委員会」「VOICE 推進委員会」「SD 推進委員会」間の相互の関係を各種規程整備により明確化し、自己点検評価委員会のもとにも小委員会を設置して点検評価活動の実質化に努め、その成果として平成 20(2008)年度、同 21(2009)年度と「多摩大学自己点検報告書」を作成し、ホームページで公表している。

